

株 式 奥 村 組 定 款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 当社は、株式会社奥村組と称し、英文では、OKUMURA CORPORATION と表示する。
- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 土木建築その他の工事の測量、設計、請負、作業の監督およびこれらに関するコンサルティングならびにこれに附帯する一切の事業
 2. 住宅事業ならびに不動産取引に関する一切の業務
 3. 建設工事用機械器具および建設工事用鋼材製品の設計、製造、修理、加工、販売ならびにこれに附帯する一切の事業
 4. 公共施設ならびに民間施設の維持管理、運営および保有に関する一切の業務
 5. 環境整備、資源循環、公害防止等に関する企画、調査、管理、施工、コンサルティング、設備の設計、積算ならびにこれに附帯する一切の業務
 6. コンピュータによる情報処理に関するソフトウェアの開発および販売
 7. 海上運送事業、陸上運送事業ならびにこれに附帯する一切の業務
 8. 木材業ならびに製材業
 9. 農産物、林産物、畜産物、水産物の生産、加工、研究開発および販売ならびにこれに附帯する一切の事業
 10. 物品納入業
 11. 労働者派遣事業
 12. 発電、電気および熱等エネルギーの供給事業、これに関連する施設の管理、運営、賃貸およびこれらに関するコンサルティングならびにこれに附帯する一切の事業
 13. 他の事業に対する投資
- 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。
- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査等委員会
 3. 会計監査人
- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

- 第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。
- 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 次条に定める請求をする権利
- 第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
- 第 12 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 取締役および取締役会

- 第 13 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
- 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
- 第 14 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 第 15 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 第 16 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
取締役会は、その決議によって代表取締役中より会長 1 名および社長 1 名を定めることができる。
- 第 17 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。
社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 第 18 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 第 19 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
- 第 20 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第 21 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
- 第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
- 第 23 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 4 章 監査等委員会

- 第 24 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。
- 第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 第 26 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第5章 株主総会

- 第 27 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
株主総会は、大阪市にこれを招集する。
- 第 28 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第 29 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- 第 30 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
- 第 31 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第 32 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第6章 計 算

- 第 33 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第 35 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
- 第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2020年6月26日変更)